

# 公害防止管理者・公害防止担当者制度のあらまし

---

(第6版)

令和4年2月  
豊田市環境部環境保全課

# 1 公害防止管理者制度とは？

この制度は、**特定工場における公害防止組織の整備に関する法律**（以下「法」という。）で規定しています。この法は、特定の工場に公害防止組織（公害防止管理者、公害防止統括者等）の設置を義務付け、公害の防止に役立てることを目的としています。公害防止組織の整備により、十分な知識を持った資格者による公害発生施設の適正な管理体制や、事故時における工場・事業場内の明確な指揮命令系統が確保され、周辺環境への負荷の軽減、周辺住民の健康被害や苦情問題を未然に防止することができます。

公害防止組織を置かなければならない「特定工場」は、次の2つの条件を満たす工場です。

## (1) 対象業種（日本標準産業分類による）

製造業（物品の加工業を含む。）

電気供給業

ガス供給業

熱供給業

※ある工場が同時に2以上の業種に属し、かつ、それらの業種の一部が法の対象業種である場合には、その工場は、法の対象工場になります。

## (2) 対象工場（下記の施設が設置されている工場）

特定工場の種類	施設の要件
大気関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち9項<sup>注1</sup>、14から26項までのばい煙発生施設が設置されている工場</li> <li>ばい煙発生施設<sup>注2</sup>が設置されている上記以外の工場で、排出ガス量が10,000Nm<sup>3</sup>/h以上（最大湿り排出ガス量<sup>注3</sup>の合計値）の工場</li> </ul>
水質関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設（P8～14の網掛け部分参照）のいずれかが設置されている工場で、排水水を排出している工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場</li> <li>汚水等排出施設<sup>注4</sup>が設置されている上記以外の工場で、排出水量（1日当たりの平均的な排出水量）が1,000m<sup>3</sup>以上の工場</li> </ul>
騒音関係	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法に基づく指定地域内（都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域）にある工場
振動関係	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法に基づく指定地域内（都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域）にある工場
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設が設置されている工場（大気関係の特定工場を除く）
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設が設置されている工場（大気関係及び特定粉じん関係の特定工場を除く）
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設が設置されている工場

注1 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。

注2 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設（13項の廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）

注3 当該施設を定格能力で運転するときの排出ガスの量を温度0℃、圧力1気圧の状態に換算して算出したもの

注4 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち2から59号まで、61から63号まで、63号の3、64号、65から66号の2まで、71号の5、71号の6に掲げる施設（62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）

## 2 置かなければならない公害防止組織について

<pre> graph TD     A[公害防止統括者 その代理者] --- B[公害防止主任管理者 その代理者]     B --- C[公害防止管理者 その代理者]             </pre>	職 務	必要 な 要件	資 格
	工場の公害防止に関する業務を統括・管理 (工場長等を想定)	常時使用する従業員の数 <sup>注5</sup> が21人以上の事業所	不要
	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮 (部長・課長を想定)	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で、排出ガス量が40,000Nm <sup>3</sup> /h以上かつ排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上	公害防止主任管理者試験に合格した者 大気関係第1種又は第3種有資格者、かつ、水質関係第1種又は第3種有資格者
公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施 (施設の直接の責任者を想定)	施設の区分による。 (下表参照)	必要 (施設の区分による。下表参照)	

注5 事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数を表します。例えば、常時使用する従業員の数が20人以下の工場であっても、その事業者別に別の工場がありその事業者が常時使用する従業員を合計すると、21人以上になる場合は、それぞれの工場について公害防止統括者を選任する必要があります。

## 3 公害防止管理者選任の要件について

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設については、施設の区分ごとに選任が必要です。

例) 有害物質を発生するばい煙発生施設(排出ガスの量が10,000m<sup>3</sup>/h)とボイラー(排出ガスの量が35,000m<sup>3</sup>/h)が設置されている場合

工場の排出ガスの量が45,000m<sup>3</sup>/hとなり、以下の施設の区分に従って、大気関係第1種公害防止管理者及び大気関係第3種公害防止管理者を選任する必要があります。この場合、それぞれの公害防止管理者に同一人を選任することは差し支えありません。

施設の区分		公害防止管理者の種類	資格者の種類	
ばい煙発生施設 (資料Ⅰ参照)	有害物質を発生する施設	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h以上の工場に設置させるもの	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h未満の工場に設置させるもの	大気関係第2種	大気関係第1、2種有資格者
	有害物質を発生する施設以外の施設	排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h以上の工場に設置させるもの	大気関係第3種	大気関係第1、3種有資格者
		排出ガス量が40,000m <sup>3</sup> /h未満の工場に設置させるもの	大気関係第4種	大気関係第1～4種有資格者
汚水等排出施設 (資料Ⅱ参照)	有害物質を発生する施設	排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場に設置させるもの	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
		排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場に設置させるもの	水質関係第2種	水質関係第1、2種有資格者
	有害物質を発生する施設以外の施設	排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日以上以上の工場に設置させるもの	水質関係第3種	水質関係第1、3種有資格者
		排出水量が10,000m <sup>3</sup> /日未満の工場に設置させるもの	水質関係第4種	水質関係第1～4種有資格者

施設の区分			公害防止管理者の種類	資格者の種類
騒音発生施設 (資料Ⅲ参照) 注6	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン (100 重量トン) 以上	騒音又は騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者 (平成17年度までの資格)
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー		
振動発生施設 (資料Ⅲ参照) 注6	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン (300 重量トン) 以上	振動又は騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者 (平成17年度までの資格)
	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン (100 重量トン) 以上		
	鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー		
特定粉じん発生施設 (資料Ⅳ参照)	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設 (これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)		特定粉じん関係	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん発生施設 (資料Ⅴ参照)	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設 (これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。)		一般粉じん関係	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
ダイオキシン類発生施設 (資料Ⅵ参照)	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表第2の第1号から第14号に掲げる施設		ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係有資格者

注6 騒音規制法、振動規制法に基づく指定地域内（都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域）にある工場に設置されたもの

#### 4 公害防止担当者制度とは？

法を補完する目的で、**県民の生活環境の保全等に関する条例**第99条で規定された制度です。

##### (1) 対象工場等とは？

法に基づく公害防止管理者を選任しなくてもよい工場等で、以下に該当する工場等です。

- ・ 条例に定める大気の大気総排出量規制の適用を受ける工場等 … 【大気特定工場等】
- ・ 水質汚濁防止法施行令に掲げる施設を設置し、公共用水域に排出される1日当たりの平均的な汚水又は廃液の量が500m<sup>3</sup>以上である工場等 … 【水質特定工場等】

##### (2) 資格要件は？

	要件
大気特定工場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気関係第1～4種有資格者</li> <li>・ 公害防止主任管理者及びその代理者</li> <li>・ 上記のほか、ばい煙を発生し、及び排出する施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者</li> </ul>
水質特定工場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質関係第1～4種有資格者</li> <li>・ 公害防止主任管理者及びその代理者</li> <li>・ 上記のほか、汚水若しくは廃液を排出する施設又は汚水若しくは廃液を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者</li> </ul>

#### 5 届出の区分と期限は？

**選任期限と届出期限は以下のとおりです。期限の遵守をお願いします。**

	区分	選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者※	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者※	選任すべき事由が発生した日から60日以内	
	公害防止管理者及び代理者※		
	公害防止担当者	対象工場等となった日	
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者※	/	死亡、解任した日から30日以内
	公害防止主任管理者及び代理者※		
	公害防止管理者及び代理者※		
	公害防止担当者		
承継	相続又は合併により、特定工場を設置している事業者の地位を承継してから、遅滞なく		

※公害防止管理者等の選任義務に違反した者は、50万円以下の罰金を受ける場合があります。

※公害防止管理者等の選任の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金を受ける場合があります。




## 6 公害防止管理者・公害防止主任管理者の資格の取得方法は？

指定試験機関が実施する国家試験を受験する方法と登録講習機関が実施する資格認定講習を受講して資格を取得する方法があります。

	受験資格	開催時期	実施機関※	取得資格
国家試験	なし	毎年10月上旬頃に1回 (6月上旬頃にHPへ実施概要が公表)	(一社)産業環境管理協会	全区分
資格認定講習	あり	随時	(一社)東京都金属プレス工業会	騒音・振動関係
			(一社)日本砕石協会	一般粉じん関係

※令和4年2月9日時点の指定試験機関又は登録講習機関

## 申込先

機関名	連絡先	QRコード
(一社)産業環境管理協会	電話 03-5209-7713 FAX 03-5209-7718 URL <a href="http://www.jemai.or.jp">http://www.jemai.or.jp</a>	
(一社)東京都金属プレス工業会	電話 03-5624-1921 FAX 03-5624-1920 URL <a href="http://www.tmsa.or.jp">http://www.tmsa.or.jp</a>	
(一社)日本砕石協会	電話 03-5435-8830 FAX 03-5435-8851 URL <a href="http://www.saiseki.or.jp">http://www.saiseki.or.jp</a>	

## 7 兼務は可能？

次の場合、兼務が禁止されています。

### (1) 同一人が2以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を兼ねる場合

ただし、次の場合で、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る責任・権限の所在、指揮命令系統などが明確にされており、かつ、実務上も公害防止業務を行うことができる場合は、兼務が認められています。

- ア 一の特定期業者が設置している、時間的・距離的に離れた複数の工場で、共同で公害防止業務を行う場合
- イ 同一敷地内にある複数の工場で親子会社、兄弟会社の関係にあり、共同で公害防止業務を行う場合
- ウ 事業協同組合等の組合員が、共同で公害防止業務を行う場合
- エ 近隣の同一の業種に属する中小企業者が、共同で公害防止業務を行う場合

### (2) 同一人が2以上の工場の公害防止主任管理者又はその代理者を兼ねる場合

### (3) 同一人が本人とその代理者を兼ねる場合

### (4) 同一人がA工場の公害防止管理者とB工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合

## 8 届出様式等

届出様式、このあらかしの電子ファイルは、豊田市環境保全課のホームページからダウンロードできます。

- ・選任の届出を提出される場合は、資格を有する者である旨を証する書類（国家試験合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し）を添付してください（法施行規則第7条）。
- ・届出書の正本にその写し1通を添えて（正副2部）提出してください（法施行規則第12条）。
- ・押印は不要です。
- ・記入例（大気3種の場合）を参考にして下さい（参考資料Ⅶ）。

URL：<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

【トップページ⇒事業者向け情報⇒手続き・届出⇒環境保全⇒公害防止管理者制度関係】

## 9 電子による届出の受付について

- ・豊田市では、「あいち電子申請・届出システム」で届出の提出が可能です（一部例外あり）。
- ・あいち電子申請・届出システムを利用される方は下記の「あいち電子申請・届出システム」のページをご覧ください。

URL：<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/todokede/1006215.html>

【トップページ⇒事業者向け情報⇒手続き・届出⇒電子申請・届出システム】

## 10 問合せ先

豊田市役所 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所 環境センター2階

電話 0565-34-6628(直通)

FAX 0565-34-6684

E-mail k\_hozen@city.toyota.aichi.jp



## 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表 1		総排出ガス量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	4万m <sup>3</sup> /h 以上	4万～1万 m <sup>3</sup> /h	1万m <sup>3</sup> /h 未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気 1、3種	大気 1～4種	法適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生用ガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬用溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精錬又は鑄造用溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理用加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造用加熱炉			
8	石油の精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉			
9	窯業製品の製造用焼成炉及び溶融炉 <b>硫化カドミウム、炭酸カドミウム、蛍石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用</b>	大気1種	大気1、2種	
10	無機化学工業品又は食料品の製造用反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	大気 1、3種	大気 1～4種	法適用外
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）			
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造用電気炉			
14	<b>銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉</b>	大気1種	大気1、2種	
15	<b>カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設</b>			
16	<b>塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設</b>			
17	<b>塩化第二鉄の製造用溶解槽</b>			
18	<b>活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）用反応炉</b>			
19	<b>化学製品の製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）</b>			
20	<b>アルミニウムの製錬用電解炉</b>			
21	<b>磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉</b>			
22	<b>弗酸の製造用凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）</b>			
23	<b>トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）用反応施設、乾燥炉及び焼成炉</b>			
24	<b>鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉</b>			
25	<b>鉛蓄電池の製造用溶解炉</b>			
26	<b>鉛系顔料の製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設</b>			
27	硝酸の製造用吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	大気 1、3種	大気 1～4種	法適用外
28	コークス炉			
29	ガスタービン			
30	ディーゼル機関			
31	ガス機関			
32	ガソリン機関			



## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 湯煮施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業用施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの沈でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機			
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、ヘ 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設			
12	動植物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 分離施設			
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設			
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、ハ 分離施設、ニ 渋だめ及びこれに類する施設			
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設			
16	めん類製造業用湯煮施設			
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設			
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設			
18 の 2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 原料処理施設、ロ 湯煮施設、ハ 洗浄施設			
18 の 3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設			
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設、ロ 副蚕処理施設、ハ 原料浸せき施設、ニ 精練機及び精練そう、ホ シルケット機、ヘ 漂白機及び漂白そう、ト 染色施設、チ 薬液浸透施設、リ のり抜き施設（49. 12. 1 施行）			
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（２）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
20	洗毛業用施設で、次に掲げるもの イ 洗毛施設、ロ 洗化炭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
21	化学繊維製造業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設、ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、 ハ 原料回収施設			
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式バーカー（57. 1. 1 施行）			
21 の 3	合板製造業用接着機洗浄施設（57. 1. 1 施行）			
21 の 4	パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの （57. 1. 1 施行） イ 湿式バーカー、ロ 接着機洗浄施設			
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式バーカー、ロ 薬液浸透施設 上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬 品処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 碎木機、 ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、ト 漂白施設、 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、リ セロハン製膜施設、 ヌ 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの （57. 1. 1 施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設、 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用 する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現 像洗浄の用に供するものに限る。			
24	化学肥料製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破碎施設、ニ 廃ガス洗浄施設、 ホ 湿式集じん施設 上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若 しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合 物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に 供するものに限る。	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設 のうち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、 ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化 合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に 供するものに限る。			

## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（3）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設、ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設、ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
29	コールタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器、ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸留施設、ハ 遠心分離機、ニ ろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
31	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
33	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 静置分離機、ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス洗浄施設、ヌ 湿式集じん施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマー（※）を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（※）の製造の用に供するものに限る。※特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。（25. 3. 7 技術的助言 環水大総発第 1302203 号）	水質 1 種	水質 1, 2 種	

## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（４）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設、 ニ ラテックス濃縮施設、ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離 器	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロ ロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用 に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するもの に限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
35	有機ゴム薬品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 蒸留施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造 の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設			
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中 に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造され る炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事 業を除く。）用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ ろ過施設、ニ アクリロニトリル製造 施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、ホ アセトアルデヒド、アセトン、 カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のう ち、蒸留施設、ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリ による処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施 設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレングリコール の製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、リ 2-エチルヘキシルア ルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設 及び蒸留施設、ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリ による処理施設、ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製 造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、ロ ノルマルパラフィン製造施設の うち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、 ウ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、 エ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、オ メチル メタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアル コール回収施設、カ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリ ロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して 製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン 原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級 アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコ ールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限 る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化 合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン （ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しく はエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサ イドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに 限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	

## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（5）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
38	石けん製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）	水質 1 種	水質 1, 2 種	
39	硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
40	脂肪酸製造業用蒸留施設			
41	香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設			
41	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
42	ゼラチン又はにかわの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
43	写真感光材料製造業用の感光剤洗浄施設	水質 1 種	水質 1, 2 種	
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
45	木材化学工業用のフルフラール蒸留施設			
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設			
46	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
47	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは 1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
48	火薬製造業用の洗浄施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法適用外
48	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
49	農薬製造業用の混合施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
50	第 2 条各号に掲げる物質（※）を含む試薬の製造業用の試薬製造施設 （※1：水質汚濁防止法施行令第 2 条に掲げる物質 1 カドミウム及びその化合物、2 シアン化合物、3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）、4 鉛及びその化合物、5 六価クロム化合物、6 砒素及びその化合物、7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、8 ポリ塩化ビフェニル、9 トリクロロエチレン、10 テトラクロロエチレン、11 ジクロロメタン、12 四塩化炭素、13 1, 2-ジクロロエタン、14 1, 1-ジクロロエチレン、15 1, 2-ジクロロエチレン、16 1, 1, 1-トリクロロエタン、17 1, 1, 2-トリクロロエタン、18 1, 3-ジクロロプロペン、19 チウラム、20 シマジン、21 チオベンカルブ、22 ベンゼン、23 セレン及びその化合物、24 ほう素及びその化合物、25 ふっ素及びその化合物、26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、27 塩化ビニルモノマー 28 1, 4-ジオキサン）			
50	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1, 4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	



## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（6）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設、ハ 脱硫施設、 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、ホ 潤滑油洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業用の直接加硫施設（57. 1. 1 施行）	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用のラテックス成型型洗浄施設（57. 1. 1 施行）			
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、 ニ クロム浴施設、ホ 染色施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。			
54	セメント製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
55	生コンクリート製造業用のバッチャープラント			
56	有機質砂かべ材製造業用の混合施設			
57	人造黒鉛電極製造業用の成型施設			
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、 ニ 脱水施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。			
59	碎石業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
61	鉄鋼業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、 ホ 湿式集じん施設 上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。			
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）、 ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第 2 条第 2 項の鉱山に設置されるものを除く。	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第 1 次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第 2 次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。			
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。			

## 資料Ⅱ

## 水質汚濁防止法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（7）

水質汚濁防止法 施行令別表 1		総排出水量別 選任できる有資格者		
番号	施設名称	1 万m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日	1 千m <sup>3</sup> /日 未満
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (H13. 7. 1 施行)	水質 1 種	水質 1, 2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用 に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しく はその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若 しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66	電気めっき施設	水質 1, 3 種	水質 1～4 種	法 適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素 化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を 使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1, 2 種	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1, 4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)			
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによ る洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）(3. 10. 1 施行)			
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸 留施設（前各号に該当するものを除く。）(3. 10. 1 施行)			

## 資料Ⅲ

## 騒音規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

騒音規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者
番号	施設名称		規模要件	
1	金属加工機械	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以 上	騒音又は騒音・振動
		ト 鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー	

## 振動規制法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

振動規制法 施行令別表 1				選任できる有資格者
番号	施設名称		規模要件	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能 力が 2941 キロニュートン以上	振動又は騒音・振動
		ロ 機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上	
		ニ 鍛造機	落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー	



資料Ⅳ

大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表 2-2			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は、 大気1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（せん断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。			

資料Ⅴ

大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表 2			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり50トン以上であること。	一般粉じん 又は、 特定粉じん 又は、 大気1～4種
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するもの限り、密閉式ものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するもの限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	

資料Ⅵ

ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（大気関係）

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 1			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	

## ダイオキシン類対策特別措置法対象の特定施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）（水質関係）

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表 2		選任できる有資格者
番号	施設名称	
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ [3・2-b : 3'・2' -m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設	

資料Ⅶ

様式第二 (第七条関係)

公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者) 選任、死亡・解任 届出書

記入例

年 月 日

豊田市長様

氏名又は名称及び住所 豊田市〇〇町△△  
 届出者 並びに法人にあっては 〇〇株式会社  
 その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項  
~~(第6条第2項において準用する第3条第3項)~~の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		〇〇株式会社 △△工場	※ 整理番号	
特定工場の所在地		豊田市〇〇町△△	※ 受理年月日	
大気関係	排出ガス量	15,000Nm <sup>3</sup> /時	※ 特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類の種類	別紙のとおり。	※ 備考	設置しているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計値
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類の種類	別紙のとおり。		
騒音関係	騒音発生施設の種類の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類の種類			
振動関係	振動発生施設の種類の種類			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種類の種類			
「大気関係第3種」 公害防止管理者  (公害防止管理者の代理者)	選任年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
	職名	〇〇課長		
	氏名	〇〇 〇〇		
	担任業務の範囲	ばい煙発生施設に係る管理業務全般		
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			

選 任 の 事 由		人事異動のため
「大気関係第3種」 公害防止管理者  （公害防止管理 者の代理者）	（死亡・解任）年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	職 名	〇〇課長
	氏 名	□□ □□
	担 任 業 務 の 範 囲	ばい煙発生施設に係る管理業務全般
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） が他の工場の公害防止管理者（公害防止管 理者の代理者）を兼ねている場合は、その 兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由		人事異動のため

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

別紙

ばい煙発生施設の種類の

	番号	施設 の 名 称	項番号	施設の規模	施設の用途
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
有害物質を発生する施設以外の施設	1	ボイラー	1	伝熱面積 10m <sup>2</sup>	暖房
	2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	5	バーナーの燃料の燃焼能力(重油換算) 50L/時	鑄造用エンジンシリンダーブロック
	3	乾燥炉	1 1	変圧器の定格容量 200KVA	塗料の乾燥車両ボデー
	4				
	5				
	6				
	7				

注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。

注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。

注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。

注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。